

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	介護保険に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松山市は、介護保険に関する事務での特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

・内部での不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))で操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。

## 評価実施機関名

松山市長

## 公表日

令和6年4月10日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所





3. 特定個人情報ファイル名	
(1) 資格ファイル (2) 認定ファイル (3) 受給ファイル (4) 給付ファイル (5) 賦課ファイル (6) 収滞納ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第一 68の項</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条</li> <li>・松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号, 同条第3項</li> </ul>
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right; text-align: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号及び別表第二 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、88、90、94、95、97、106、108、109の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3</li> </ul> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号及び別表第二 93、94の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、第47条</li> </ul>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉推進部 介護保険課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 資格ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	松山市内に住所のある被保険者、介護保険適用除外者、及び住所地特例者。
その必要性	介護保険の各種申請・届出業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、その他識別情報(内部番号)</li> <li>・本人確認等、対象者を正確に特定するために保有</li> <li>・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報</li> <li>・対象者の申請・届出時点の居住地、世帯情報を把握するために保有</li> <li>・介護・高齢者福祉関係情報</li> <li>・介護保険の被保険者の資格取得、喪失等に係る届出の確認を行うために保有</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	福祉推進部 介護保険課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 地方公共団体情報システム機構 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 市町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> 専用線 [ <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )	
③使用目的 ※	被保険者の管理を行うため 介護保険適用除外者の管理を行うため	
④使用の主体	使用部署	介護保険課、長寿福祉課、指導監査課、福祉総合窓口、支所、システム管理課
	使用者数	<選択肢> <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満      2) 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満      4) 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満      6) 1,000人以上
⑤使用方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳を基にして、第1号被保険者の資格の取得情報を管理する。</li> <li>・被保険者証の交付の申請をした第2号被保険者の資格の取得情報を管理する。</li> <li>・被保険者の死亡および転出などに伴う資格の喪失情報を管理する。</li> <li>・被保険者の氏名や住所の変更などに伴う資格の変更情報を管理する。</li> <li>・喪失した資格を転出の取消で回復する場合などの、資格の回復情報を管理する。</li> <li>・他市区町村の介護保険施設に入所するために転出した住所地特例者の情報を管理する。</li> <li>・資格を取得した被保険者の被保険者証を発行する。</li> <li>・適用除外施設に入所している65歳以上の住民の、施設への入所および退所に関する情報を管理する。</li> <li>・自市区町村の介護保険施設に入所するために転入した、他市区町村の被保険者に関する情報を管理する。</li> </ul>
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者資格の異動を管理するため、住民基本台帳と被保険者情報との突合を行う。</li> <li>・住所地特例者の管理を行うため、住所地特例者連絡票情報と被保険者情報との突合を行う。</li> <li>・住所地特例者の管理を行うため、住民や施設からの届出情報の個人番号・4情報と機構や住基CSの個人番号・4情報との突合を行う。</li> </ul>
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> ( 2 ) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	
①委託内容	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	(株)日立システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託は原則として認めないが、あらかじめ書面で市長の承諾を得た場合は、この限りでない。
	⑥再委託事項	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業
委託事項2	認定調査及び調査結果入力、主治医意見書送達管理業務	
①委託内容	認定調査及び調査結果入力、主治医意見書送達管理	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	松山市社会福祉協議会	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[ ○ ] 提供を行っている ( 35 ) 件 [ ○ ] 移転を行っている ( 10 ) 件 [ ] 行っていない	
提供先1	番号法別表第2に掲げる情報照会者(別紙1参照)	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2	
②提供先における用途	番号表別表第2に掲げる各事務	
③提供する情報	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者	
⑥提供方法	[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	



<b>移転先1</b>	健康医療部 保健予防課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 市内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先2～5</b>	
<b>移転先2</b>	福祉推進部 生活福祉総務課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 市内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 市内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先3</b>	福祉推進部 健康保険課、保険給付・年金課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 市内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 市内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>移転先4</b>	福祉推進部 保険給付・年金課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 庁内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先5</b>	防災危機管理部 危機管理課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 庁内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先6</b>	福祉推進部 長寿福祉課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 庁内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>移転先7</b>	福祉推進部 長寿福祉課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 市内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 市内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先8</b>	福祉推進部 生活福祉総務課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 市内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 市内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先9</b>	健康医療部 保健予防課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 市内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 市内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先10	福祉推進部 障がい福祉課、こども家庭部 すくすく支援課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: center;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: center;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: center;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: center;">5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 庁内ネットワーク )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>	
保管場所 ※	<p>＜松山市の措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティ区内にサーバ室を設置し、監視カメラ、静脈認証による入退室管理を行っている。</li> <li>・データの不正持込・持出禁止を規定している。</li> <li>・サーバ室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とする。</li> <li>・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。</li> </ul> <p>＜クラウドにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム導入ベンダ(以下「ベンダ」という。)の調達するデータセンターメインサイトに設置されたシステムサーバ及びバックアップサイトに設置されたバックアップサービス内に保管する。</li> <li>・ベンダの調達するデータセンターはJDCGティア4、FISCに準拠している。</li> </ul> <p>＜中間サーバー・プラットフォームの措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。</li> <li>②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li> </ul> <p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</li> <li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</li> <li>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</li> </ul>
<b>7. 備考</b>	
—	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 認定ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	松山市に住所のある被保険者、および住所地特例者。
その必要性	介護保険の認定業務を行うために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ ] 国税関係情報 [ ] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報 [ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報 [ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 [ ] 災害関係情報 [ ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、その他識別情報(内部番号) : 本人確認等、対象者を正確に特定するために保有</li> <li>・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 : 対象者の申請・届出時点の居住地、世帯情報を把握するために保有</li> <li>・介護・高齢者福祉関係情報 : 介護保険の認定管理を行うために保有</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	福祉推進部 介護保険課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 地方公共団体情報システム機構 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 市町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> 専用線 [ <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )	
③使用目的 ※	認定申請の管理を行うため	
④使用の主体	使用部署	介護保険課、長寿福祉課、指導監査課、福祉総合窓口、支所、システム管理課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 ]           <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者から提出された認定申請内容を申請から認定結果登録までを管理する。</li> <li>被保険者への主治医、訪問調査員、認定審査会の割り当てを管理する。</li> <li>主治医意見書結果、訪問調査結果を管理する。</li> <li>一次判定結果を管理する。</li> <li>認定審査会ごとに認定結果を管理し、対象の被保険者に対し認定結果通知書を印刷する。</li> </ul>
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定申請の管理を行うため、住民や施設からの認定申請の個人番号・4情報と被保険者情報の個人番号・4情報との突合を行う。</li> </ul>
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する ]           <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 2 ) 件	
委託事項1	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	
①委託内容	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ]           <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	(株)日立システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する ]           <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託は原則として認めないが、あらかじめ書面で市長の承諾を得た場合は、この限りでない。
	⑥再委託事項	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業
委託事項2～5		
委託事項2	認定調査及び調査結果入力、主治医意見書送達管理業務	
①委託内容	認定調査及び調査結果入力、主治医意見書送達管理	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ]           <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	松山市社会福祉協議会	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない ]           <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="radio"/> 提供を行っている ( 35 ) 件 <input type="radio"/> 移転を行っている ( 10 ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	番号法別表第2に掲げる情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2
②提供先における用途	番号表別表第2に掲げる各事務
③提供する情報	特定個人情報ファイルの範囲と同様
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥提供方法	<input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先1	健康医療部 保健予防課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	<input type="radio"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="radio"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="radio"/> フラッシュメモリ <input type="radio"/> 紙 <input type="radio"/> その他 ( 庁内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度



移転先2～5	
移転先2	福祉推進部 生活福祉総務課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 庁内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先3	福祉推進部 健康保険課、保険給付・年金課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 庁内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度



<b>移転先4</b>	福祉推進部 保険給付・年金課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 庁内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先5</b>	防災危機管理部 危機管理課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 庁内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先6～10</b>	
<b>移転先6</b>	福祉推進部 長寿福祉課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 庁内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>移転先7</b>	福祉推進部 長寿福祉課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 庁内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先8</b>	福祉推進部 生活福祉総務課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 庁内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先9</b>	健康医療部 保健予防課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 庁内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>移転先10</b>	福祉推進部 障がい福祉課、こども家庭部 すくすく支援課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 庁内ネットワーク )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>	
保管場所 ※	<p>＜松山市の措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティ区内にサーバ室を設置し、監視カメラ、静脈認証による入退室管理を行っている。</li> <li>・データの不正持込・持出禁止を規定している。</li> <li>・サーバ室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とする。</li> <li>・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。</li> </ul> <p>＜クラウドにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム導入ベンダ(以下「ベンダ」という。)の調達するデータセンターメインサイトに設置されたシステムサーバ及びバックアップサイトに設置されたバックアップサービス内に保管する。</li> <li>・ベンダの調達するデータセンターはJDCCティア4、FISCに準拠している。</li> </ul> <p>＜中間サーバー・プラットフォームの措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。</li> <li>②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li> </ul> <p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</li> <li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</li> <li>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</li> </ul>
<b>7. 備考</b>	
—	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)受給ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	松山市に住所のある被保険者、および住所地特例者。
その必要性	介護保険の受給者を管理するために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、その他識別情報(内部番号) : 本人確認等、対象者を正確に特定するために保有</li> <li>・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 : 対象者の申請・届出時点の居住地、世帯情報を把握するために保有</li> <li>・介護・高齢者福祉関係情報 : 介護保険の認定管理を行うために保有</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	福祉推進部 介護保険課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 地方公共団体情報システム機構 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 市町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> 専用線 [ <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )	
③使用目的 ※	受給者の管理を行うため	
④使用の主体	使用部署	介護保険課、長寿福祉課、指導監査課、福祉総合窓口、支所、システム管理課
	使用者数	<選択肢> <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 ] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険施設や市からの連絡票の受理状況を登録し、被保険者の介護保険施設の入退所情報を管理する。</li> <li>・低所得の方からの食費・居住費の減額や利用者負担額の減免申請を処理する。</li> <li>・被保険者から転出届を受理した場合に転出先で必要な受給資格証明書を印刷する。</li> <li>・被保険者からの届出や住民異動差分一覧などで、被保険者の状態が変更になったことが判明した場合、変更内容を管理する。</li> <li>・滞納者に対して、給付の支払方法を変更したり、給付額を減額処理を行う。</li> <li>・国保連合会に被保険者の情報を提供する。</li> <li>・被保険者に異動などがあった場合は異動連絡票を提供する。</li> <li>・被保険者の認定情報を基に、被保険者証、資格者証を印刷する。</li> </ul>
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減免処理等を行うため、被保険者から提出された減免申請等申請書情報と受給者情報との突合を行う。</li> <li>・減免処理等を行うため、税情報・所得情報と受給者情報との突合を行う。</li> <li>・国保連合会に被保険者の情報を提供するため、国保被保険者情報・後期高齢者情報と受給者情報との突合を行う。</li> </ul>
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 2 ) 件	
委託事項1	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	
①委託内容	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	(株)日立システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託は原則として認めないが、あらかじめ書面で市長の承諾を得た場合は、この限りでない。
	⑥再委託事項	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業
委託事項2～5		
委託事項2	認定調査及び調査結果入力、主治医意見書送達管理業務	
①委託内容	認定調査及び調査結果入力、主治医意見書送達管理	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	松山市社会福祉協議会	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 提供を行っている ( 35 ) 件 [ <input type="radio"/> ] 移転を行っている ( 10 ) 件 [ ] 行っていない	
提供先1	番号法別表第2に掲げる情報照会者(別紙1参照)	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2	
②提供先における用途	番号表別表第2に掲げる各事務	
③提供する情報	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者	
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	





<b>移転先4</b>	福祉推進部 保険給付・年金課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 庁内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先5</b>	防災危機管理部 危機管理課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 庁内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先6～10</b>	
<b>移転先6</b>	福祉推進部 長寿福祉課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 庁内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先7</b>	福祉推進部 長寿福祉課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項



②移転先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( 庁内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先8</b>	福祉推進部 生活福祉総務課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( 庁内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先9</b>	健康医療部 保健予防課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( 庁内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度





3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 地方公共団体情報システム機構 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 市町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( 愛媛県国民健康保険連合会 )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )	
③使用目的 ※	給付の管理を行うため	
④使用の主体	使用部署	介護保険課、長寿福祉課、指導監査課、福祉総合窓口、支所、システム管理課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</li> <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>1) 10人未満</span> <span>2) 10人以上50人未満</span> </li> <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>3) 50人以上100人未満</span> <span>4) 100人以上500人未満</span> </li> <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>5) 500人以上1,000人未満</span> <span>6) 1,000人以上</span> </li> </ul>
⑤使用方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保連合会からの介護報酬請求、現物給付実績を受けて、給付実績を管理する。</li> <li>・償還払い支給の実績などを国保連合会へ提供する。</li> <li>・給付管理票を市区町村が作成し、国保連合会に提供する。</li> <li>・被保険者からの費目ごとの償還払い支給の申請を受け付け、支給決定の結果を管理する。</li> <li>・保険料を滞納した受給者に、給付の支払いを一時差し止める措置をした場合、その内容を管理する。</li> <li>・支給額から滞納保険料を控除するなど給付の一時差止を終了した場合、その内容を登録する。</li> <li>・高額算定情報を管理する。</li> <li>・高額医療合算介護サービスの支給申請を受け付け、支給決定の結果を管理する。</li> <li>・高額介護／支援サービス費の支給後過払い分の金額を高額介護／支援サービス費調整対象金として管理する。</li> </ul>
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給付実績を管理するため、国保連合会からの支給情報と受給者情報との突合を行う。</li> <li>・給付実績を管理するため、口座振替情報と受給者情報との突合を行う。</li> </ul>
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 2 ) 件	
委託事項1	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	
①委託内容	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	(株)日立システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託は原則として認めないが、あらかじめ書面で市長の承諾を得た場合は、この限りでない。
	⑥再委託事項	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業
委託事項2～5		
委託事項2	認定調査及び調査結果入力、主治医意見書送達管理業務	
①委託内容	認定調査及び調査結果入力、主治医意見書送達管理	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	松山市社会福祉協議会	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[ ○ ] 提供を行っている ( 35 ) 件 [ ○ ] 移転を行っている ( 10 ) 件 [ ] 行っていない	
提供先1	番号法別表第2に掲げる情報照会者(別紙1参照)	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2	
②提供先における用途	番号表別表第2に掲げる各事務	
③提供する情報	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者	
⑥提供方法	[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

<b>移転先1</b>	健康医療部 保健予防課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 市内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 市内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先2～5</b>	
<b>移転先2</b>	福祉推進部 生活福祉総務課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 市内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 市内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先3</b>	福祉推進部 健康保険課、保険給付・年金課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 市内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 市内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>移転先4</b>	福祉推進部 保険給付・年金課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 庁内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先5</b>	防災危機管理部 危機管理課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 庁内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先6～10</b>	
<b>移転先6</b>	福祉推進部 長寿福祉課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 庁内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度



<b>移転先7</b>	福祉推進部 長寿福祉課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( 庁内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先8</b>	福祉推進部 生活福祉総務課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( 庁内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先9</b>	健康医療部 保健予防課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( 庁内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度





## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(5) 賦課ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	松山市に住所のある被保険者、および住所地特例者。
その必要性	介護保険料の賦課を処理するために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、その他識別情報(内部番号) : 本人確認等、対象者を正確に特定するために保有</li> <li>・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 : 対象者の申請・届出時点の居住地、世帯情報を把握するために保有</li> <li>・介護・高齢者福祉関係情報 : 介護保険料の賦課処理を行うために保有</li> <li>・地方税関係情報 : 介護保険料の賦課処理を行うために保有</li> <li>・医療保険関係情報 : 介護保険料の賦課処理を行うために保有</li> <li>・生活保護・社会福祉関係情報 : 介護保険料の賦課処理を行うために保有</li> <li>・年金関係情報 : 介護保険料の賦課処理を行うために保有</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	福祉推進部 介護保険課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 地方公共団体情報システム機構 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 市町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )								
③使用目的 ※	賦課の管理を行う								
④使用の主体	使用部署	介護保険課、長寿福祉課、指導監査課、福祉総合窓口、支所、システム管理課							
	使用者数	[ 100人以上500人未満 ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料を算定するため、被保険者の所得情報を登録し、所得段階を決定する。</li> <li>・所得段階を基に保険料を賦課する。また、国保連合会に対して保険料の特別徴収を依頼する。</li> <li>・所得が著しく減少した人からの保険料の減免・徴収猶予の申請を管理し、該当者に決定内容を通知する。</li> <li>・転入・転出などの月次の保険料調定を実施する。</li> <li>・保険料を更正し、被保険者に通知する。</li> <li>・仮徴収額の変更額を登録し、国保連合会に仮徴収額の変更を依頼する。</li> </ul>							
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料の減免を管理するため、被保険者から提出された申請書情報と被保険者情報との突合を行う。</li> <li>・保険料を賦課するため、生活保護情報と被保険者情報の突合を行う。</li> <li>・保険料を賦課するため、年金情報と被保険者情報の突合を行う。</li> <li>・保険料を賦課するため、税情報・所得情報と被保険者情報の突合を行う。</li> </ul>							
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 2 ) 件	
委託事項1	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	
①委託内容	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	(株)日立システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託は原則として認めないが、あらかじめ書面で市長の承諾を得た場合は、この限りでない。
	⑥再委託事項	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業
委託事項2～5		
委託事項2	認定調査及び調査結果入力、主治医意見書送達管理業務	
①委託内容	認定調査及び調査結果入力、主治医意見書送達管理	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	松山市社会福祉協議会	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[ <input type="radio"/> ] 提供を行っている ( 35 ) 件 [ <input type="radio"/> ] 移転を行っている ( 10 ) 件 [ ] 行っていない	
提供先1	番号法別表第2に掲げる情報照会者(別紙1参照)	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2	
②提供先における用途	番号表別表第2に掲げる各事務	
③提供する情報	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者	
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

<b>移転先1</b>	健康医療部 保健予防課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 庁内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先2</b>	福祉推進部 生活福祉総務課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 庁内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先3</b>	福祉推進部 健康保険課、保険給付・年金課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 庁内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>移転先4</b>	福祉推進部 保険給付・年金課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 庁内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先5</b>	防災危機管理部 危機管理課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 庁内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先6</b>	福祉推進部 長寿福祉課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 庁内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>移転先7</b>	福祉推進部 長寿福祉課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 庁内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先8</b>	福祉推進部 生活福祉総務課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 庁内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先9</b>	健康医療部 保健予防課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 庁内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度



<b>移転先10</b>	福祉推進部 障がい福祉課、こども家庭部 すくすく支援課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 庁内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>	
保管場所 ※	<松山市の措置> ・セキュリティ区画内にサーバ室を設置し、監視カメラ、静脈認証による入退室管理を行っている。 ・データの不正持込・持出禁止を規定している。 ・サーバ室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とする。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。  <クラウドにおける措置> ・システム導入ベンダ(以下「ベンダ」という。)の調達するデータセンターメインサイトに設置されたシステムサーバ及びバックアップサイトに設置されたバックアップサービス内に保管する。 ・ベンダの調達するデータセンターはJDCCティア4、FISCに準拠している。  <中間サーバー・プラットフォームの措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。  <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
<b>7. 備考</b>	
-	



## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(6) 取滞納ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	松山市に住所のある被保険者、および住所地特例者。
その必要性	介護保険料の収納・滞納を処理するために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、その他識別情報(内部番号) :本人確認等、対象者を正確に特定するために保有</li> <li>・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 :対象者の申請・届出時点の居住地、世帯情報を把握するために保有</li> <li>・介護・高齢者福祉関係情報 :介護・高齢者福祉関係情報</li> <li>・介護保険料の収納・滞納管理を行うために保有</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	福祉推進部 介護保険課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 地方公共団体情報システム機構 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 市町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )								
③使用目的 ※	給付の管理を行うため								
④使用の主体	使用部署	介護保険課、長寿福祉課、指導監査課、福祉総合窓口、支所、システム管理課							
	使用者数	[ 100人以上500人未満 ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者向けの納付書を作成する。</li> <li>・国保連合会からの特別徴収の収納情報を取り込み、収納実績として管理する。</li> <li>・金融機関からの口座振替情報と窓口での収納情報を取り込み、収納実績として管理する。</li> <li>・保険料の過誤納を管理し、過誤納が発生した人に対しては還付・充当を処理する。</li> <li>・保険料の滞納状況を管理し、滞納者に対しては督促状を送付するなどの処理を行う。また、分納や一部収納を管理する。</li> </ul>							
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収納実績を管理するため、国保連合会からの収納実績と納付情報との突合を行う。</li> <li>・収納実績を管理するため、金融機関からの口座振替情報と納付情報の突合を行う。</li> </ul>							
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 2 ) 件	
<b>委託事項1</b>	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	
①委託内容	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	(株)日立システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託は原則として認めないが、あらかじめ書面で市長の承諾を得た場合は、この限りでない。
	⑥再委託事項	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業
<b>委託事項2～5</b>		
<b>委託事項2</b>	認定調査及び調査結果入力、主治医意見書送達管理業務	
①委託内容	認定調査及び調査結果入力、主治医意見書送達管理	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	松山市社会福祉協議会	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている ( 35 ) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている ( 10 ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	番号法別表第2に掲げる情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2
②提供先における用途	番号表別表第2に掲げる各事務
③提供する情報	特定個人情報ファイルの範囲と同様
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>移転先1</b>	健康医療部 保健予防課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 庁内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先2～5</b>	
<b>移転先2</b>	福祉推進部 生活福祉総務課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 庁内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先3</b>	福祉推進部 健康保険課、保険給付・年金課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 庁内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度



<b>移転先7</b>	福祉推進部 長寿福祉課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 庁内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先8</b>	福祉推進部 生活福祉総務課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 庁内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先9</b>	健康医療部 保健予防課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
②移転先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 庁内ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度





(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

◆資格ファイル

介護保険者番号,被保険者番号,被保険者履歴通番,被保険者介護異動事由コード,被保険者異動年月日,被保険者資格異動届出者氏名(漢字),被保険者資格異動届出者関係コード,被保険者資格異動届出者電話番号,被保険者資格異動届出年月日,被保険者資格取得事由コード,被保険者資格取得年月日,被保険者資格取得届出者氏名(漢字),被保険者資格取得届出者関係コード,被保険者資格取得届出者電話番号,被保険者資格取得届出年月日,被保険者資格喪失事由コード,被保険者資格喪失年月日,被保険者資格喪失届出者氏名(漢字),被保険者資格喪失届出者関係コード,被保険者資格喪失届出者電話番号,被保険者資格喪失届出年月日,被保険者個人番号,被保険者個人区分コード,被保険者都道府県コード,被保険者市町村コード,被保険者町名コード,被保険者キー氏名(カナ),被保険者あいまい検索キー氏名(カナ),被保険者氏名(カナ),被保険者通称名(カナ),被保険者キー氏名(漢字),被保険者氏名(漢字),被保険者通称名(漢字),被保険者本名通称名区分コード,被保険者氏名(英字),被保険者併記用氏名(漢字),被保険者氏名分類コード,被保険者生年月日年号コード,被保険者生年月日,被保険者性別コード,被保険者都道府県名(漢字),被保険者市町村名(漢字),被保険者住所(漢字),被保険者番地(漢字),被保険者方書(漢字),被保険者住所(漢字),被保険者親郵便番号,被保険者子郵便番号,被保険者電話番号,被保険者転入元市町村名(漢字),被保険者住所特例者区分コード,被保険者住所特例者適用開始年月日,被保険者住所特例者適用変更年月日,被保険者住所特例者適用終了年月日,被保険者適用除外事由コード,被保険者適用除外開始年月日,被保険者適用除外終了年月日,被保険者賦課対象コード,被保険者記載1備考(漢字),被保険者記載2備考(漢字),被保険者記載3備考(漢字),被保険者番地区分コード,被保険者番地,被保険者号番号,被保険者枝番号,被保険者行政区コード,被保険者方書(カナ),被保険者市内外区分コード,被保険者政令広域コード,被保険者地方公共団体コード,被保険者外国人在留資格期間コード,被保険者外国人在留開始年月日,被保険者外国人在留終了年月日,被保険者外国人在留資格コード,処理年月日,被保険者世代通番,抑止コード,日常生活圏域コード,更新通番,更新操作者コード,更新年月日,更新時刻,作成操作者コード,作成年月日,作成時刻

◆認定ファイル

◆受給ファイル

◆給付ファイル

介護保険者番号,被保険者番号,受給者履歴通番,被保険者履歴通番,受給者要介護状態区分コード,受給者認定年月日,受給者結果変更事由コード,受給者認定結果通知書発行年月日,受給者認定有効期間開始年月日,受給者認定有効期間終了年月日,受給者支給限度管理期間終了年月日,受給者再審査フラグ,受給者申請取消事由コード,受給者申請取消年月日,受給者認定中断事由コード,受給者認定中断年月日,受給者認定取消事由コード,受給者認定取消年月日,受給者申請事由コード,受給者申請年月日,受給者申請かかりつけ医コード,受給者申請者関係コード,受給者訪問対象地区コード,受給者識別コード,受給者同意書有無コード,受給者前保険者名(漢字),受給者申請者名(漢字),受給者申請者電話番号,受給者申請書備考(漢字),受給者居宅住所都道府県コード,受給者居宅住所市町村コード,受給者居宅住所町名コード,受給者居宅都道府県名(漢字),受給者居宅市町村名(漢字),受給者居宅住所(漢字),受給者居宅番地(漢字),受給者居宅方書(漢字),受給者居宅親郵便番号,受給者居宅子郵便番号,受給者居宅電話番号,受給者居宅市内外区分コード,受給者特定疾病コード,受給者政令広域コード,受給者介護要介護状態コード,受給者労災等番号,処理年月日,受給者みなし認定区分コード,受給者介護保険審査会結果前要介護状態区分コード,区分変更用前回受給者履歴通番,経過措置前情報(結果、有効期間、希望),通知書理由,事業対象者履歴通番,事業対象者申請者関係コード,事業対象者申請者名(漢字),事業対象者申請者電話番号,サービス事業者都道府県コード,サービス事業者コード,サービス種類コード,サービス事業者サテライト区分コード,事業対象者証記載保険者番号,事業対象者基本チェックリスト実施窓口区分コード,事業対象者相談年月日,事業対象者基本チェックリスト実施年月日,事業対象者基本チェックリスト判定区分コード,事業対象者判定年月日,事業対象者判定区分コード,事業対象者有効期間開始年月日,事業対象者有効期間終了年月日,事業対象者取消事由コード,事業対象者無効フラグ,事業対象者削除年月日,事業対象者備考(漢字),証発行年月日,事業対象者基本チェックリスト回答1,事業対象者基本チェックリスト回答2,事業対象者基本チェックリスト回答3,事業対象者基本チェックリスト回答4,事業対象者基本チェックリスト回答5,事業対象者基本チェックリスト回答6,事業対象者基本チェックリスト回答7,事業対象者基本チェックリスト回答8,事業対象者基本チェックリスト回答9,事業対象者基本チェックリスト回答10,事業対象者基本チェックリスト回答11,事業対象者基本チェックリスト回答12,事業対象者基本チェックリスト回答13,事業対象者基本チェックリスト回答14,事業対象者基本チェックリスト回答15,事業対象者基本チェックリスト回答16,事業対象者基本チェックリスト回答17,事業対象者基本チェックリスト回答18,事業対象者基本チェックリスト回答19,事業対象者基本チェックリスト回答20,事業対象者基本チェックリスト回答21,事業対象者基本チェックリスト回答22,事業対象者基本チェックリスト回答23,事業対象者基本チェックリスト回答24,事業対象者基本チェックリスト回答25,予備100領域,事業対象者身長,事業対象者体重,事業対象者BMI,事業対象者作成区分,事業対象者送付区分,事業対象者送付年月日,事業対象者識別コード,処理年月日,更新通番,更新操作者コード,更新年月日,更新時刻,作成操作者コード,作成年月日,作成時刻,金融機関コード,金融機関名,店番,支店名,預貯金種目コード,口座番号,名義人氏名

◆賦課ファイル

◆収滞納ファイル

介護保険者番号,賦課年度,被保険者番号,納付原簿履歴通番,納付原簿入力所得区分コード,納付原簿所得区分コード,徴収方法区分コード,納付原簿調定額,納付原簿年額,納付原簿月割額,納付原簿確定保険料額,納付原簿賦課年月日,納付原簿賦課期日年月日,納付原簿通知書通知理由コード,納付原簿賦課結果コード,納付原簿前回徴収方法区分コード,納付原簿納入通知書発行年月日,納付原簿特別徴収義務者コード,納付原簿年金コード,納付原簿基礎年金番号,納付原簿回付情報各種年月日,納付原簿特別徴収依頼作成年月日,納付原簿特別徴収中止区分コード,納付原簿特別徴収中止事由コード,納付原簿特別徴収中止依頼作成年月日,納付原簿特別徴収中止通知書発行年月日,納付原簿仮徴収額変更年月日,納付原簿仮徴収額変更依頼作成年月日,納付原簿仮徴収額変更通知書発行年月日,納付原簿減免区分コード,納付原簿徴収猶予区分コード,納付原簿全期前納報奨金額,納付原簿調定取消事由コード,納付原簿調定取消年月日,納付原簿行政区コード,納付原簿政令広域コード,納付原簿更正操作者コード,納付原簿激変緩和措置フラグ,納付原簿特例標準割合適用フラグ,納付原簿3段階特例標準割合適用フラグ,納付原簿更新画面の備考,仮徴収額変更の変更後所得段階,仮徴収額変更の変更後特例(標準)割合,適用フラグ,仮徴収額変更の変更後3段階特例(標準),割合適用フラグ,更新通番,更新操作者コード,更新年月日,更新時刻,作成操作者コード,作成年月日,作成時刻,金融機関コード,金融機関名,店番,支店名,預貯金種目コード,口座番号,名義人氏名

(別紙1) 番号別表第2に掲げる事務

項番	情報照会者	事務	特定個人情報	情報提供者
1	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)	市町村長
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報	市町村長
			健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報	市町村長
			健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
4	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報	市町村長
5	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
6	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報	市町村長
8	都道府県知事	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報	市町村長
11	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報	市町村長
17	市町村長	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者
22	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者
26	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報	市町村長
30	社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報	市町村長
33	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報	市町村長
39	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報	市町村長
42	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報	市町村長
43	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
46	厚生労働大臣又は共済組合等	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第三百三十六条第一項(同法第四百四条第三項において準用する場合を含む。)、第三百三十八条第一項又は第四百四十一条の規定により通知することとされている事項に関する情報	市町村長
56の2	市町村長	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報	市町村長
58	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報	市町村長
61	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報	市町村長
62	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報	市町村長
80	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報	市町村長
81	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
83	厚生労働大臣又は共済組合等	高齢者の医療の確保に関する法律による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律第一百条において準用する介護保険法第三百三十六条第一項(同法第四百四条第三項において準用する場合を含む。)、第三百三十八条第一項又は第四百四十一条の規定により通知することとされている事項に関する情報	市町村長
87	都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報	市町村長
88	厚生労働大臣	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者
90	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報	市町村長
94	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報	市町村長

(別紙1) 番号法別表第2に掲げる事務

項番	情報照会者	事務	特定個人情報	情報提供者
95	厚生労働大臣又は共済組合等	介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法第三十六条第一項(同法第四十条第三項において準用する場合を含む。)、第三十八条第一項又は第四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報	市町村長
97	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者
106	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者
108	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報	市町村長
109	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名							
全ファイル							
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）							
リスク： 目的外の入手が行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松山市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、統合DBから予め定められたインタフェース仕様に基づき取得するため、対象者以外の情報及び必要な情報以外の情報を入手することはない。</li> <li>・市町村CSからの住基情報の入手は、事前に介護保険システムに登録されている項目に関する情報の入手に、運用上限定している。</li> </ul>						
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
＜選択肢＞							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
3. 特定個人情報の使用							
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号と紐付けて管理する情報は、特定個人情報として定義した住民票関係情報及び「Ⅱ ファイルの概要」の④記録される項目部分で明示した業務上必要な情報にシステムの機能として限定している為、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。</li> </ul>						
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
＜選択肢＞							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク							
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 行っている</td> <td style="text-align: center;">2) 行っていない</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 行っている	2) 行っていない		
＜選択肢＞							
1) 行っている	2) 行っていない						
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・端末にアクセスするための2要素認証(パスワード・生体認証)を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。</li> <li>・利用範囲の認可機能で、その使用者がシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えない対策を実施している。また、認証後は利用範囲の認可機能で、その使用者がシステム上で利用可能となる。</li> <li>・ログインするためのパスワードを定期的に変更している。</li> </ul>						
その他の措置の内容							
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
＜選択肢＞							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定時間の無操作でスクリーンセーバー又は自動ログオフ機能を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。</li> <li>・特定個人情報が表示された画面のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。</li> <li>・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。</li> <li>・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。</li> </ul>							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的外利用を禁止する。</li> <li>・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限する。</li> <li>・特定個人情報の提供を限定する。</li> <li>・情報流出を防ぐための保管管理に責任を負う。</li> <li>・特定個人情報の提供先を限定する。</li> <li>・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる。</li> <li>・必要に応じて、本市が委託先の視察・監査を行うことができる。</li> <li>・再委託を原則として禁止する。</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない            4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁外での特定個人情報ファイルを用いた作業は認めていない。</li> <li>・データの外部への持ち出しは特定個人情報を含まないことを職員が必ず確認し、それを記録している。</li> </ul>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>【ルールの内容】 マニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供を行うとともに、マニュアルの内容について職員に対し教育を行う。</p> <p>【ルール遵守の確認方法】 管理責任者が定期的にマニュアルどおりに運用しているか確認する。</p>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		





7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>○物理的対策</p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>○技術的対策</p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>	
8. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>&lt;松山市の措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係職員(非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。</li> <li>・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームの措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することになっている。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>

## 10. その他のリスク対策

### <中間サーバー・プラットフォームの措置>

①中間サーバー・プラットフォームを活用することで、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者でのセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者での均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

### <ガバメントクラウドにおける措置>

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。



## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	松山市総務部文書法制課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2
②請求方法	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	松山市 福祉推進部 介護保険課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 TEL(089-948-6856)
②対応方法	電話での対応を受け付ける。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年3月19日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月26日	I 6 ②所属長	課長 上田 陽一郎	課長 白石 秀一	事後	人事異動に伴う修正
平成28年8月26日	II 資格 II 2 ⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月	事後	見直しに伴う修正
平成28年8月26日	II 認定 II 2 ⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月	事後	見直しに伴う修正
平成28年8月26日	II 認定 提供先10 ⑥提供方法	選択なし	情報提供ネットワークシステム	事後	見直しに伴う修正
平成28年8月26日	II 受給 II 2 ⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月	事後	見直しに伴う修正
平成28年8月26日	II 給付 II 2 ⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月	事後	見直しに伴う修正
平成28年8月26日	II 賦課 II 2 ⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月	事後	見直しに伴う修正
平成28年8月26日	II 収納 II 2 ⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月	事後	見直しに伴う修正
平成29年9月6日	I 1 ②事務の内容	(新規追加)	・地域支援事業の給付に関する事務	事後	見直しに伴う修正
平成29年9月6日	I 4 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一の68の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条 (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第50条	・番号法第9条第1項 別表第一 68の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条 ・松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項	事後	法的根拠の追加
平成29年9月6日	I 5 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、106、108、109の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(46、83、95の項) :第三欄(情報提供者)が「国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(43の項)	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二 1、2、3、4、5、6、8、11、17、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、88、90、94、95、97、106、108、109の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二 93、94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、第47条	事後	法的根拠の追加
		:第三欄(情報提供者)が「健康保険法第五十五条又は第百二十八条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康保険法第五十五条又は第百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(2、3の項) :第三欄(情報提供者)が「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(81の項) :第三欄(情報提供者)が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(109の項) :第三欄(情報提供者)が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22の項)			

		<p>：第三欄(情報提供者)が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(97の項)</p> <p>：第三欄(情報提供者)が「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(26、69、87、88の項)</p> <p>：第三欄(情報提供者)が「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、106の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>：第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(93の項)</p> <p>：第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(94の項)</p>			
平成29年9月6日	I 6 ②所属長	課長 白石 秀一	課長 渡部 浩典	事後	人事異動に伴う修正
平成29年9月6日	II(1)資格ファイル～(6)收滞納ファイル 5 提供先1～35	(個別記載)	一覧表として「別紙1」を作成して整理	事後	見直しに伴う修正
平成29年9月6日	II(1)資格ファイル～(6)收滞納ファイル 5 移転先1～10 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を制定する予定。	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項	事後	見直しに伴う修正
平成29年9月6日	II(1)資格ファイル～(6)收滞納ファイル 5 移転先1～10 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	松山市内に住所を有する被保険者および住所地特例者。	松山市内に住所を有する被保険者及び住所地特例者	事後	見直しに伴う修正
平成29年9月6日	II(4)給付ファイル 2-③その必要性	介護保険の給付を管理するために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。	介護保険及び地域支援事業の給付を管理するために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。	事後	見直しに伴う修正
平成29年9月6日	II(4)給付ファイル 2-④その妥当性	：介護保険の給付管理を行うために保有	：介護保険及び地域支援事業の給付管理を行うために保有	事後	見直しに伴う修正
平成29年9月6日	II(4)給付ファイル 3-⑤使用方法	(新規追加)	・地域支援事業の給付に関する事務	事後	見直しに伴う修正
平成29年9月6日	別添1 特定個人情報ファイル記録項目 ◆認定ファイル ◆受給ファイル ◆給付ファイル	(新規追加)	<p>事業対象者履歴通番、事業対象者申請者関係コード、事業対象者申請者名(漢字)、事業対象者申請者電話番号、サービス事業者都道府県コード、サービス事業者コード、サービス種類コード、サービス事業者サテライト区分コード、事業対象者証記載保険者番号、事業対象者基本チェックリスト実施窓口区分コード、事業対象者相談年月日、事業対象者基本チェックリスト実施年月日、事業対象者基本チェックリスト判定区分コード、事業対象者判定年月日、事業対象者判定区分コード、事業対象者有効期間開始年月日、事業対象者有効期間終了年月日、事業対象者取消事由コード、事業対象者無効フラグ、事業対象者削除年月日、事業対象者備考(漢字)、証発行年月日、事業対象者基本チェックリスト回答1、事業対象者基本チェックリスト回答2、事業対象者基本チェックリスト回答3、事業対象者基本チェックリスト回答4、事業対象者基本チェックリスト回答5、事業対象者基本チェックリスト回答6、事業対象者基本チェックリスト回答7、事業対象者基本チェックリスト回答8、事業対象者基本チェックリスト回答9、事業対象者基本チェックリスト回答10、事業対象者基本チェックリスト回答11、事業対象者基本チェックリスト回答12、事業対象者基本チェックリスト回答13、事業対象者基本チェックリスト回答14、事業対象者基本チェックリスト回答15、事業対象者基本チェックリスト回答16、事業対象者基本チェックリスト回答17、事業対象者基本チェックリスト回答18、事業対象者基本チェックリスト回答19、事業対象者基本チェックリスト回答</p>	事後	見直しに伴う修正

			20.事業対象者基本チェックリスト回答21.事業対象者基本チェックリスト回答22.事業対象者基本チェックリスト回答23.事業対象者基本チェックリスト回答24.事業対象者基本チェックリスト回答25.予備100領域,事業対象者身長,事業対象者体重,事業対象者BMI,事業対象者作成区分,事業対象者送付区分,事業対象者送付年月日,事業対象者識別コード,処理年月日		
平成29年9月6日	Ⅲ8 監査	[○]外部監査	[ ]外部監査	事後	見直しに伴う修正
平成29年9月6日	添付資料(Ⅱファイルの概要)	(個別記載)	一覧表として「別紙1」を作成して整理	事後	見直しに伴う修正
令和3年2月1日	Ⅱ(1)資格ファイル 5-移転先5	総合政策部危機管理課	総合政策部防災・危機管理課	事後	見直しに伴う修正
令和3年2月1日	Ⅱ(2)認定ファイル 5-移転先5	総合政策部危機管理課	総合政策部防災・危機管理課	事後	見直しに伴う修正
令和3年2月1日	Ⅱ(3)受給ファイル 5-移転先5	総合政策部危機管理課	総合政策部防災・危機管理課	事後	見直しに伴う修正
令和3年2月1日	Ⅱ(4)給付ファイル 5-移転先5	総合政策部危機管理課	総合政策部防災・危機管理課	事後	見直しに伴う修正
令和3年2月1日	Ⅱ(5)賦課ファイル 5-移転先5	総合政策部危機管理課	総合政策部防災・危機管理課	事後	見直しに伴う修正
令和3年2月1日	Ⅱ(6)収滞納ファイル 5-移転先5	総合政策部危機管理課	総合政策部防災・危機管理課	事後	見直しに伴う修正
令和3年11月11日	I 5②法令上の根拠	・【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二 ・【情報紹介の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二	・【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二 ・【情報紹介の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二	事後	法改正による変更
令和3年11月11日	Ⅱ(1)資格ファイル 4-委託事項1-③委託先名	(株)日立製作所	(株)日立システムズ	事後	業者名の変更に伴う訂正
令和3年11月11日	Ⅱ(1)資格ファイル 5-提供先1-①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二	番号法第19条第8号及び別表第二	事後	法改正による変更
令和3年11月11日	Ⅱ(2)認定ファイル 4-委託事項1-③委託先名	(株)日立製作所	(株)日立システムズ	事後	業者名の変更に伴う訂正
令和3年11月11日	Ⅱ(2)認定ファイル 5-提供先1-①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二	番号法第19条第8号及び別表第二	事後	法改正による変更
令和3年11月11日	Ⅱ(3)受給ファイル 4-委託事項1-③委託先名	(株)日立製作所	(株)日立システムズ	事後	業者名の変更に伴う訂正
令和3年11月11日	Ⅱ(3)受給ファイル 5-提供先1-①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二	番号法第19条第8号及び別表第二	事後	法改正による変更
令和3年11月11日	Ⅱ(4)給付ファイル 4-委託事項1-③委託先名	(株)日立製作所	(株)日立システムズ	事後	業者名の変更に伴う訂正
令和3年11月11日	Ⅱ(4)給付ファイル 5-提供先1-①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二	番号法第19条第8号及び別表第二	事後	法改正による変更
令和3年11月11日	Ⅱ(5)賦課ファイル 4-委託事項1-③委託先名	(株)日立製作所	(株)日立システムズ	事後	業者名の変更に伴う訂正
令和3年11月11日	Ⅱ(5)賦課ファイル 5-提供先1-①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二	番号法第19条第8号及び別表第二	事後	法改正による変更
令和3年11月11日	Ⅱ(6)収滞納ファイル 4-委託事項1-③委託先名	(株)日立製作所	(株)日立システムズ	事後	業者名の変更に伴う訂正
令和3年11月11日	Ⅱ(6)収滞納ファイル 5-提供先1-①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二	番号法第19条第8号及び別表第二	事後	法改正による変更
令和4年11月11日	表紙 特記事項	操作カード(職員証)やパスワード	2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))	事後	認証方式の変更に伴う修正
令和4年11月11日	Ⅱ(1)資格ファイル 3-④使用の主体・使用部署	ICT戦略課	システム管理課	事後	見直しに伴う修正
令和4年11月11日	Ⅱ(2)認定ファイル 3-④使用の主体・使用部署	ICT戦略課	システム管理課	事後	見直しに伴う修正
令和4年11月11日	Ⅱ(3)受給ファイル 3-④使用の主体・使用部署	ICT戦略課	システム管理課	事後	見直しに伴う修正
令和4年11月11日	Ⅱ(4)給付ファイル 3-④使用の主体・使用部署	ICT戦略課	システム管理課	事後	見直しに伴う修正
令和4年11月11日	Ⅱ(5)賦課ファイル 3-④使用の主体・使用部署	ICT戦略課	システム管理課	事後	見直しに伴う修正
令和4年11月11日	Ⅱ(6)収滞納ファイル 3-④使用の主体・使用部署	ICT戦略課	システム管理課	事後	見直しに伴う修正
令和4年11月11日	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 ◆認定ファイル ◆受給ファイル ◆給付ファイル ◆賦課ファイル ◆収滞納ファイル	(項目追加)	金融機関コード,金融機関名,店番,支店名,預貯金種目コード,口座番号,名義人氏名	事後	見直しに伴う修正

<p>令和5年11月13日</p>	<p>II (1) 資格ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去</p>	<p>&lt;松山市における措置&gt; ・セキュリティゲートで入退室管理をしているデータセンターのうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管。 ・サーバへのアクセスは、全庁的に管理しているID/パスワードで認証が必要。 ・届出書等も保管年限内は、鍵付のキャビネット内での保管を義務付けている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバー・プラットフォームは、データセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>&lt;松山市の措置&gt; ・セキュリティ区画内にサーバ室を設置し、監視カメラ、静脈認証による入退室管理を行っている。 ・データの不正持込・持出禁止を規定している。 ・サーバ室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とする。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。</p> <p>&lt;クラウドにおける措置&gt; システム導入ベンダ(以下「ベンダ」という。)の調達するデータセンターメインサイトに設置されたシステムサーバ及びバックアップサイトに設置されたバックアップサービス内に保管する。 ベンダの調達するデータセンターはJDCCティア4、FISCに準拠している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームの措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>事後</p>	<p>見直しに伴う修正</p>
<p>令和5年11月13日</p>	<p>II (2) 認定ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去</p>	<p>&lt;松山市における措置&gt; ・セキュリティゲートで入退室管理をしているデータセンターのうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管。 ・サーバへのアクセスは、全庁的に管理しているID/パスワードで認証が必要。 ・届出書等も保管年限内は、鍵付のキャビネット内での保管を義務付けている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバー・プラットフォームは、データセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>&lt;松山市の措置&gt; ・セキュリティ区画内にサーバ室を設置し、監視カメラ、静脈認証による入退室管理を行っている。 ・データの不正持込・持出禁止を規定している。 ・サーバ室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とする。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。</p> <p>&lt;クラウドにおける措置&gt; システム導入ベンダ(以下「ベンダ」という。)の調達するデータセンターメインサイトに設置されたシステムサーバ及びバックアップサイトに設置されたバックアップサービス内に保管する。 ベンダの調達するデータセンターはJDCCティア4、FISCに準拠している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームの措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>事後</p>	<p>見直しに伴う修正</p>
<p>令和5年11月13日</p>	<p>II (3) 受給ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去</p>	<p>&lt;松山市における措置&gt; ・セキュリティゲートで入退室管理をしているデータセンターのうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管。 ・サーバへのアクセスは、全庁的に管理しているID/パスワードで認証が必要。 ・届出書等も保管年限内は、鍵付のキャビネット内での保管を義務付けている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバー・プラットフォームは、データセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>&lt;松山市の措置&gt; ・セキュリティ区画内にサーバ室を設置し、監視カメラ、静脈認証による入退室管理を行っている。 ・データの不正持込・持出禁止を規定している。 ・サーバ室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とする。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。</p> <p>&lt;クラウドにおける措置&gt; システム導入ベンダ(以下「ベンダ」という。)の調達するデータセンターメインサイトに設置されたシステムサーバ及びバックアップサイトに設置されたバックアップサービス内に保管する。 ベンダの調達するデータセンターはJDCCティア4、FISCに準拠している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームの措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>事後</p>	<p>見直しに伴う修正</p>

<p>令和5年11月13日</p>	<p>II (4) 給付ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去</p>	<p>&lt;松山市における措置&gt; ・セキュリティゲートで入退室管理をしているデータセンターのうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管。 ・サーバへのアクセスは、全庁的に管理しているID/パスワードで認証が必要。 ・届出書等も保管年限内は、鍵付のキャビネット内での保管を義務付けている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバー・プラットフォームは、データセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>&lt;松山市の措置&gt; ・セキュリティ区画内にサーバ室を設置し、監視カメラ、静脈認証による入退室管理を行っている。 ・データの不正持込・持出禁止を規定している。 ・サーバ室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とする。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。</p> <p>&lt;クラウドにおける措置&gt; システム導入ベンダ(以下「ベンダ」という。)の調達するデータセンターメインサイトに設置されたシステムサーバ及びバックアップサイトに設置されたバックアップサービス内に保管する。 ベンダの調達するデータセンターはJDCCティア4、FISCに準拠している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームの措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>事後</p>	<p>見直しに伴う修正</p>
<p>令和5年11月13日</p>	<p>II (5) 賦課ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去</p>	<p>&lt;松山市における措置&gt; ・セキュリティゲートで入退室管理をしているデータセンターのうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管。 ・サーバへのアクセスは、全庁的に管理しているID/パスワードで認証が必要。 ・届出書等も保管年限内は、鍵付のキャビネット内での保管を義務付けている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバー・プラットフォームは、データセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>&lt;松山市の措置&gt; ・セキュリティ区画内にサーバ室を設置し、監視カメラ、静脈認証による入退室管理を行っている。 ・データの不正持込・持出禁止を規定している。 ・サーバ室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とする。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。</p> <p>&lt;クラウドにおける措置&gt; システム導入ベンダ(以下「ベンダ」という。)の調達するデータセンターメインサイトに設置されたシステムサーバ及びバックアップサイトに設置されたバックアップサービス内に保管する。 ベンダの調達するデータセンターはJDCCティア4、FISCに準拠している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームの措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>事後</p>	<p>見直しに伴う修正</p>
<p>令和5年11月13日</p>	<p>II (6) 取滞納ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去</p>	<p>&lt;松山市における措置&gt; ・セキュリティゲートで入退室管理をしているデータセンターのうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管。 ・サーバへのアクセスは、全庁的に管理しているID/パスワードで認証が必要。 ・届出書等も保管年限内は、鍵付のキャビネット内での保管を義務付けている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバー・プラットフォームは、データセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>&lt;松山市の措置&gt; ・セキュリティ区画内にサーバ室を設置し、監視カメラ、静脈認証による入退室管理を行っている。 ・データの不正持込・持出禁止を規定している。 ・サーバ室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とする。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。</p> <p>&lt;クラウドにおける措置&gt; システム導入ベンダ(以下「ベンダ」という。)の調達するデータセンターメインサイトに設置されたシステムサーバ及びバックアップサイトに設置されたバックアップサービス内に保管する。 ベンダの調達するデータセンターはJDCCティア4、FISCに準拠している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームの措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>事後</p>	<p>見直しに伴う修正</p>
<p>令和5年11月13日</p>	<p>Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用</p>	<p>パスワードとシステムにログインするためのカード認証</p>	<p>2要素認証(パスワード・生体認証)</p>	<p>事後</p>	<p>見直しに伴う修正</p>
<p>令和5年11月13日</p>	<p>Ⅳ開示請求、問合せ</p>	<p>松山市個人情報保護条例(平成16年条例第29号)</p>	<p>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)</p>	<p>事後</p>	<p>法改正による変更</p>

令和6年4月10日	II (1) 資格ファイル II (2) 認定ファイル II (3) 受給ファイル II (4) 給付ファイル II (5) 賦課ファイル II (6) 取滞納ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去	追加	<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</li> </ul> <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	事前	システムの移行に伴う事前対応
令和6年4月10日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	追加	<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>○物理的対策</p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p>	事前	システムの移行に伴う事前対応
令和6年4月10日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	追加	<p>○技術的対策</p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>	事前	システムの移行に伴う事前対応
令和6年4月10日	III リスク対策 8. 監査	[ ] 外部監査	[O] 外部監査	事前	システムの移行に伴う事前対応
令和6年4月10日	III リスク対策 10. その他のリスク対策	追加	<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。</p> <p>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。</p> <p>具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	事前	システムの移行に伴う事前対応
令和6年4月10日	I 基本情報 6-①部署	保健福祉部 介護保険課	福祉推進部 介護保険課	事後	組織改正による変更
令和6年4月10日	II (1) 資格ファイル II (2) 認定ファイル II (3) 受給ファイル II (4) 給付ファイル II (5) 賦課ファイル II (6) 取滞納ファイル 2-⑥事務担当部署	保健福祉部 介護保険課	福祉推進部 介護保険課	事後	組織改正による変更





